

能美市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年11月4日

能美市監査委員 齊 藤 敏 明

能美市監査委員 東 正 幸

- 1 監査執行日 令和4年10月11日（火）から21日（金）
- 2 監査の場所 能美市監査委員事務局
- 3 監査の対象 総務部、企画振興部、市民生活部、健康福祉部の各課及び会計課、監査委員事務局の財務に関する事務の執行（令和3年度分）について監査を行った。
- 4 実施した
監査手続 監査の対象となった財務に関する事務の執行について、対象課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、照査突合、その他通常実施すべき監査手続きを実施した。
- 5 監査の内容 市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げているか、運営の合理化が図られているか等に留意し、予算の執行及び財産の管理が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかどうか、また補助金事業においては手続きが適正に行われているかを監査資料及び関係書類の確認及び関係職員の説明を聴取する方法により実施した。

6 監査の結果

監査の結果、対象となった部局各課及び会計課、監査委員事務局の財務に関する事務については、監査した限り、概ね適正に執行されているものと認められた。

ただし、一部に注意を要する事項が見受けられたので、下記のとおり今後改善を要望する。

- (1) 随意契約時の指名調書における随契理由として地方自治法施行令第167条の2の各号の記載があるが、その事業の内容や状況から判断して合致しているか、選択時に熟考していただきたい。
- (2) 契約、その他の書類作成において、経験不足から起きると考えられるミスが見受けられる。些細なものであっても、課内での確認を十分に行うこと。また、これを防ぐために実務に直結する研修を実施するとともに、職員各位には業務知識の習得のために積極的な自己研鑽に努めていただきたい。
- (3) 長期欠勤者が増加していることに鑑み、偏った時間外勤務が発生していないか等、各課における業務配分を随時検証するとともに、職員の心身の健康について細やかな目配りと対応をお願いしたい。